

令和6年度議員報酬に関するアンケート調査結果の概要

- ◇ 調査対象：令和6年7月1日現在の926町村議会（743町、183村）
- ◇ 回答数：926町村
- ◇ 対象期間：令和5年4月2日～令和6年7月1日現在

I 議会における議員報酬の検討状況

1 議員定数（令和6年7月1日）

令和6年7月1日時点の1町村当たりの平均議員定数は11.6人である。

1町村あたりの 平均定数
11.6 人

2 議員報酬（令和6年7月1日）

令和6年7月1日時点の議員報酬の平均月額は219,624円である。

また、926町村のうち8町村（0.9%）が調査日時点で減額条例を定めており、その主な理由は「財政が厳しいため」が挙げられている。

平均月額	減額条例の有無		合計
	有	無	
219,624円	8団体 0.9%	918団体 99.1%	926団体 100.0%

3 議会における議員報酬の定期的な見直し

4年に一度など議員報酬の定期的な見直しについて尋ねたところ、「決めている」が22町村（2.4%）、「決めていない」が904町村（97.6%）である。

決めている	決めていない	合計
22団体 2.4%	904団体 97.6%	926団体 100.0%

4 議会における議員報酬の検討状況（令和5年4月2日～令和6年7月1日）

令和5年4月2日から令和6年7月1日の間における議員報酬の検討状況について、95町村（10.3%）が「検討済」であり、149町村（16.1%）が「検討中」であった。

検討済	検討中	検討していない	合計
95団体 10.3%	149団体 16.1%	682団体 73.7%	926団体 100.0%

5 議会における議員報酬の検討組織（複数回答可）

4で議会における議員報酬の検討状況について「検討済」又は「検討中」と回答した244町村において、その検討を行った（行っている）組織をみると、複数回答方式であるが、「特別委員会」が131町村（53.7%）と最も多く、次いで「協議・調整の場」が61町村（25.0%）、「議会運営委員会」が39町村（16.0%）、「その他」が26町村（10.7%）と続いている。

「その他」の主な内容は、議会改革推進会議など議会改革に関する任意の検討会議が挙げられている。

常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	協議・調整の場
4団体 1.6%	39団体 16.0%	131団体 53.7%	61団体 25.0%
法定外の協議会	その他		
8団体 3.3%	26団体 10.7%		

6-1 原価方式の採用

4で議会における議員報酬の検討状況について「検討済」又は「検討中」と回答した244町村において、議員報酬の算定根拠における原価方式の採用状況をみると、「採用した」が31町村（12.7%）、「今後採用する予定」が32町村（13.1%）である。

採用した	今後採用する予定	採用していない (未定の場合も含む)	合計
31団体 12.7%	32団体 13.1%	181団体 74.2%	244団体 100.0%

6-2 議会・議員の活動日数

6-1 原価方式の採用で「採用した」と回答した 31 町村において、原価方式の算定に用いた議会・議員の活動日数の平均は 107.5 日であった。

平均活動日数
107.5日

6-3 住民への活動量及び活動内容の提示

6-1 原価方式の採用で「採用した」又は「今後採用する予定」と回答した 63 町村において、議員報酬の検討過程で住民に対し活動量とともに活動内容の具体的な提示を行ったか尋ねたところ、「行った」が 13 町村（20.6%）、「今後行う予定」が 19 町村（30.2%）であった。

行った	今後行う予定	行っていない (未定の場合も含む)	合計
13団体 20.6%	19団体 30.2%	31団体 49.2%	63団体 100.0%

6-4 原価方式以外の算定根拠の採用（複数回答可）

6-1 原価方式の採用で「採用していない（未定の場合も含む）」と回答した 181 町村において、採用した又は採用予定の算定根拠について尋ねたところ、複数回答方式であるが、「近隣町村とのバランスを考慮」が 114 町村（63.0%）と最も多く、次いで「類似団体を参考」が 80 町村（44.2%）、「その他」が 48 町村（26.5%）、「特別職の給与を参考」が 35 町村（19.3%）と続いている。

「その他」の主な内容は、「全国平均額を参考」や「現在検討中」が挙げられている。

類似団体を参考	近隣町村との バランスを考慮	特別職の給与を参考	行政職員の給与を参考	その他
80団体 44.2%	114団体 63.0%	35団体 19.3%	12団体 6.6%	48団体 26.5%

7-1 議会における検討組織による報告書等の作成

4で議会における議員報酬の検討状況について「検討済」又は「検討中」と回答した244町村において、その検討を行った（行っている）組織による報告書等の作成状況をみると、「作成した」が62町村（25.4%）、「今後作成する予定」が48町村（19.7%）であり、報告書等を作成することとしている町村は全体の半数を下回っている。

作成した	今後作成する予定	作成していない (未定の場合も含む)	合計
62団体 25.4%	48団体 19.7%	134団体 54.9%	244団体 100.0%

7-2 報告書等で示した議員報酬額

7-1で議会における検討組織による報告書等を「作成した」と回答した62町村において、その報告書等で議員報酬額を示しているか尋ねたところ、「示している」が48町村（77.4%）、「示していない」が14町村（22.6%）であった。

また、「示している」と回答した48町村における、議員報酬額の平均額は244,015円であった。

示している	示していない	合計
48団体 77.4%	14団体 22.6%	62団体 100.0%
平均月額		
244,015円		

7-3 報告書等における議員定数に関する記述の有無

7-1で議会における検討組織による報告書等を「作成した」と回答した62町村において、報告書等のなかで議員定数に関する記述の有無を尋ねたところ、「有」が35町村（56.5%）、「無」が27町村（43.5%）であった。

有	無	合計
35団体 56.5%	27団体 43.5%	62団体 100.0%

7-4 報告書等で示した議員定数の内容

7-3で報告書等における議員定数に関する記述の有無を「有」と回答した35町村において、報告書等のなかで示した議員定数の内容を尋ねたところ、「現在の議員定数を維持」が18町村（51.4%）、「議員定数を減らす」が15町村（42.9%）、「その他」が2町村（5.7%）であった。

現在の議員定数を維持	議員定数を減らす	その他	合計
18団体 51.4%	15団体 42.9%	2団体 5.7%	35団体 100.0%

7-5 報告書等で示した議員定数の根拠（複数回答可）

7-3で報告書等における議員定数に関する記述の有無を「有」と回答した35町村において、報告書等のなかで示した議員定数の根拠を尋ねたところ、複数回答方式であるが、「充実した討議ができる人数の確保」が20町村（57.1%）と最も多く、次いで「その他」が14町村（40.0%）、「近隣町村の議員定数」が12町村（34.3%）、「多様性の確保」が10町村（28.6%）と続いた。

「その他」の主な内容は、「住民アンケートの結果」や「現行の委員会体制の維持」が挙げられている。

議員報酬との兼ね合い	近年の町村議員選挙の状況	類似団体の議員定数	近隣町村の議員定数
4団体 11.4%	5団体 14.3%	5団体 14.3%	12団体 34.3%
充実した討議ができる人数の確保	多様性（地区、性別、年齢、職業等）の確保	その他	
20団体 57.1%	10団体 28.6%	14団体 40.0%	

8-1 検討過程の住民参加

4で議会における議員報酬の検討状況について「検討済」又は「検討中」とした244町村のうち、72町村（29.5%）において何らかの方法により住民参加を実施されていた。

有	無	合計
72団体 29.5%	172団体 70.5%	244団体 100.0%

8-2 住民参加の方法（複数回答可）

8-1で検討過程の住民参加を「有」と回答した72町村にその具体的な内容について尋ねたところ、複数回答方式であるが、「住民懇談会」が37町村（51.4%）と最も多く、次いで「住民アンケート」が31町村（43.1%）、「議会報告会」が21町村（29.2%）、「その他」が14町村（19.4%）と続いている。

参考人	議会設置の第三者機関	住民懇談会	議会報告会	住民アンケート
5団体 6.9%	2団体 2.8%	37団体 51.4%	21団体 29.2%	31団体 43.1%
パブリックコメント	議会モニター・ 議会アドバイザー	有識者・各種団体 からの意見聴取	その他	
3団体 4.2%	9団体 12.5%	12団体 16.7%	14団体 19.4%	

9-1 検討結果の住民への報告の有無

4で議会における議員報酬の検討状況について「検討済」と回答した95町村において、検討結果の住民への報告の有無を尋ねたところ、「報告有」が53町村（55.8%）、「報告無」が42町村（44.2%）であった。

有	無	合計
53団体 55.8%	42団体 44.2%	95団体 100.0%

9-2 検討結果の住民への報告方法（複数回答可）

9-1で検討結果の住民への報告を「有」と回答した53町村において、住民への報告（周知）の方法の具体的な内容について尋ねたところ、複数回答方式であるが、「議会広報紙」が49町村（92.5%）と最も多く、次いで「ホームページ」が20町村（37.7%）、「住民懇談会」が6町村（11.3%）、「議会報告会」「CATV」「その他」がそれぞれ4町村（7.5%）と続いている。

ホームページ	議会広報紙	住民懇談会	議会報告会
20団体 37.7%	49団体 92.5%	6団体 11.3%	4団体 7.5%
CATV	インターネット録画配信	その他	
4団体 7.5%	3団体 5.7%	4団体 7.5%	

Ⅱ 特別職報酬等審議会における議員報酬の検討状況

1 特別職報酬等審議会への諮問の有無（令和5年4月2日～令和6年7月1日）

令和5年4月2日から令和6年7月1日の間における特別職報酬等審議会への諮問の有無を尋ねたところ、「有」が121町村（13.1%）、「無」が776町村（83.8%）、「その他（R4.4.2～R5.4.1に諮問をしている場合）」が29町村（3.1%）であった。

有	無	その他※	合計
121団体 13.1%	776団体 83.8%	29団体 3.1%	926団体 100.0%

※ R4.4.2～R5.4.1に諮問をしている場合

2 特別職報酬等審議会への諮問の意向

1で特別職報酬等審議会への諮問を「有」又は「その他（R4.4.2～R5.4.1に諮問をしている場合）」と回答した150町村において、特別職報酬等審議会への諮問が誰の意向によるものかを尋ねたところ、「町村長」が111町村（74.0%）、「議会（議長）」が39町村（26.0%）、「住民」が0町村であった。

町村長	議会（議長）	住民	合計
111団体 74.0%	39団体 26.0%	0団体 0.0%	150団体 100.0%

3 特別職報酬等審議会における議会側の意見陳述

1で特別職報酬等審議会への諮問を「有」又は「その他（R4.4.2～R5.4.1に諮問をしている場合）」と回答した150町村において、特別職報酬等審議会での議会側の意見陳述は行われたかを尋ねたところ、「行われた」が25町村（16.7%）、「行われなかった」が125町村（83.3%）であった。

行われた	行われなかった	合計
25団体 16.7%	125団体 83.3%	150団体 100.0%

4 議会が作成した報告書等の特別職報酬等審議会への配付

1で特別職報酬等審議会への諮問を「有」又は「その他」と回答した150町村について、議会が作成した報告書等は特別職報酬等審議会において配付されたかを尋ねたところ、「配付された」が45町村（30.0%）、「配付されていない」が19町村（12.7%）、「報告書等を作成していない」が83町村（55.3%）、「その他」が3町村（2.0%）であった。

配付された	配付されていない	報告書等を作成していない	その他	合計
45団体 30.0%	19団体 12.7%	83団体 55.3%	3団体 2.0%	150団体 100.0%

5 特別職報酬等審議会の答申における議員報酬額

1で特別職報酬等審議会への諮問を「有」又は「その他」と回答した150町村において、特別職報酬等審議会の答申での議員報酬額の内容を尋ねたところ、「現在の金額を維持」が24町村（16.0%）、「増額」が103町村（68.7%）、「減額」が0町村、「その他」が18町村（12.0%）、「特別職報酬等審議会にて審議中」が5町村（3.3%）であった。

「増額」と回答した103町村における増額後の議員報酬額の平均額は220,621円であった。

「その他」の主な内容は、「期末手当の増額」が挙げられている。

現在の金額を維持	増額	減額	その他	特別職報酬等審議会にて審議中	合計
24団体 16.0%	103団体 68.7%	0団体 0.0%	18団体 12.0%	5団体 3.3%	150団体 100.0%
増額後の 議員報酬額					
220,621円					

6 特別職報酬等審議会の答申における議員定数に関する記述の有無

5で特別職報酬等審議会の答申における議員報酬額を「現在の金額を維持」、「増額」、「減額」又は「その他」と回答した145町村において、特別職報酬等審議会の答申での議員定数に関する記述の有無を尋ねたところ、「有」が19町村（13.1%）、「無」が126町村（86.9%）であった。

有	無	合計
19団体 13.1%	126団体 86.9%	145団体 100.0%

7 特別職報酬等審議会の答申における議員定数に関する記述の内容

6で特別職報酬等審議会の答申における議員定数に関する記述を「有」と回答した 19 町村において、特別職報酬等審議会の答申での議員定数に関する記述の内容を尋ねたところ、「現在の議員定数を維持」が 1 町村（5.3%）、「具体的な数字を示して削減」が 4 町村（21.1%）、「具体的な削減数等は示されていない」が 10 町村（52.5%）、「その他」が 4 町村（21.1%）であった。

現在の定数を維持	具体的な数字を示して削減	具体的な削減数等は示されていない	その他	合計
1団体 5.3%	4団体 21.1%	10団体 52.5%	4団体 21.1%	19団体 100.0%

8 特別職報酬等審議会の答申において示された議員定数の根拠（複数回答可）

6で特別職報酬等審議会の答申における議員定数に関する記述を「有」と回答した 19 町村において、特別職報酬等審議会の答申での議員定数に関する記述の内容を尋ねたところ、複数回答方式であるが、「議員報酬との兼ね合い」が 9 町村（47.4%）と最も多く、次いで「その他」が 6 町村（31.6%）、「類似団体の議員定数」、「充実した討議ができる人数の確保」、「多様性の確保」がそれぞれ 3 町村（15.8%）であった。

「その他」の主な内容は、「人口減少」や「根拠なし」が挙げられている。

議員報酬との兼ね合い	近年の町村議員選挙の状況	類似団体の議員定数	近隣町村の議員定数
9団体 47.4%	2団体 10.5%	3団体 15.8%	1団体 5.3%
充実した討議ができる人数の確保	多様性（地区、性別、年齢、職業等）の確保	その他	
3団体 15.8%	3団体 15.8%	6団体 31.6%	

Ⅲ 議員報酬条例の増額改定

1 議員報酬の増額（令和5年4月2日～令和6年7月1日）

令和5年4月2日から令和6年7月1日の期間において、議員報酬条例を改正し、議員報酬を増額したかを尋ねたところ、「増額した」が108町村（11.7%）、「増額していない」が763町村（82.4%）、「その他」が55町村（5.9%）の順であった。

「その他」の主な内容は、「期末手当の増額」が挙げられている。

増額した	増額していない	その他	合計
108団体 11.7%	763団体 82.4%	55団体 5.9%	926団体 100.0%

なお、「増額した」と回答した108町村における、特別職報酬等審議会への諮問の有無については、「諮問有」が79町村（73.1%）、「諮問無」が29町村（26.9%）であった。

諮問有	諮問無
79 団体 73.1%	29 団体 26.9%

2 報酬増額に併せた議員定数の削減

1で議員報酬を「増額した」と回答した108町村に、報酬増額に併せて議員定数を削減したかを尋ねたところ、「削減した」が21町村（19.4%）、「削減していない」が87町村（80.6%）であった。

また、「削減した」と回答した21町村における「削減前」の議員定数の平均は13.2人であるが、「削減後」は11.6人となっている。

削減した	削減していない	合計
21団体 19.4%	87団体 80.6%	108団体 100.0%
議員定数の平均		
削減前	削減後	
13.2人	11.6人	

3-1 改正前・改正後の報酬月額

1で議員報酬を「増額した」と回答した108町村における改正前と改正後の報酬月額の平均額は次のとおりである。

	改正前	改正後
議長	283,484 円	309,256 円
副議長	228,513 円	249,803 円
議員	205,779 円	226,105 円
常任委員長	213,787 円	234,757 円
議会運営委員長	212,645 円	233,727 円
町村長	734,373 円	752,331 円

3-2 条例改正の提案者

1で議員報酬を「増額した」と回答した108町村における条例改正の提案者については、「議会（議員・委員会）」が30町村（27.8%）、「町村長」が78町村（72.2%）であった。

議会（議員・委員会）	町村長	合計
30団体 27.8%	78団体 72.2%	108団体 100.0%

3-3 条例議決日、3-4 条例施行日、3-5 適用日

上記項目については集計を割愛。

3-6 条例改正の理由

1で議員報酬を「増額した」と回答した108町村における条例改正の理由については、複数回答方式であるが、「議員のなり手確保」が52町村（48.1%）と最も多く、次いで「近隣町村との比較」が47町村（43.5%）、「その他」が36町村（33.3%）、「社会経済状況」が27町村（25.0%）の順であった。

「その他」の主な回答は、「特別職報酬等審議会の答申を踏まえた」や「職責と活動量に見合った議員報酬額とするため」が挙げられている。

議員のなり手確保	近隣町村との比較	町村財政の改善
52団体 48.1%	47団体 43.5%	6団体 5.6%
社会経済状況（物価等）	その他	
27団体 25.0%	36団体 33.3%	

4 町村議会の議員報酬に対する意見（主なもの）

- ・ なり手不足の一因は低額な議員報酬にあるので、引き上げは必要。
- ・ 国や全国町村議会議長会で標準的な議員報酬額やその考え方を示してほしい。
- ・ 住民に議会活動の内容を理解してもらったうえで、議員報酬の適正な水準を検討することが必要。
- ・ なり手不足の解消のため、議員報酬を生活給として捉えることも必要。
- ・ 現在、議員報酬の引上げについて検討中。
- ・ 町村は自主財源が乏しいため、議員報酬を引き上げるには国等による財政支援が必要。
- ・ 市と町村で議員の活動量に大きな違いがない場合、報酬も同等にすべき。
- ・ 議員間の活動量に大きな差があるため、議員報酬の算定が困難であったり、住民に説明し難い。
- ・ 社会情勢等を考慮して、定期的な報酬の見直しが必要と考える。
- ・ 現在の議員報酬では、議員にふさわしい人がいても勧められない。
- ・ 議員報酬だけではなく、期末手当も見直しの対象として検討すべき。
- ・ 議員報酬の増額には根拠が必要。なり手不足解消のためだけに議員報酬を増額することには賛同できない。
- ・ 特別職報酬等審議会の委員には、議会に精通した人も入れるよう首長に要望する。
- ・ 議員報酬は人口や財政規模ではなく、その地域の生活維持水準に依るべきであり、議員も首長同様に「常勤職的」な位置づけとすべき。
- ・ 議員報酬を増額しても、なり手不足に効果が上がるのかは疑問。